

檜川小中学校(義務教育学校) 令和7年度児童生徒募集

塩尻市教育委員会

1 「小規模特認校制度」とは

小人数を活かしたきめ細やかな指導や特色ある教育環境下にある小規模校で「学びたい！学ばせたい！」という児童生徒や保護者に、一定条件のもと、お住まいの住所に基づく通学区域を越えて、市内全域(北小野地区を除く。)から特別に児童生徒の入学(転入学)を認める制度です。

2 檜川小中学校の特色ある教育 別紙の募集チラシをご覧ください。

学校ホームページは右のQRコードからご覧ください。



3 募集対象者 (1)市内在住の児童生徒及び入学予定児童

(2)就学日までに市内に転入見込みの児童生徒及び入学予定児童

※両小野中学校及び両小野小学校の通学区に在住の児童生徒及び入学予定児童は除く。

4 令和7年度募集人数 各学年 若干名

5 申請期間 令和6年10月31日(木) この日までに5日間の体験入学が済んでいるご家庭

6 学校見学・相談会 日時:6月17日(月) 15時から16時 ※応募を締め切りました。

8月 6日(火) 11時 30 分から 12 時 30 分 (7月 31 日申込締切)

会場:檜川小中学校 ※詳細や申込は別紙(ご案内)のとおり

7 募集条件

(1)申請時、児童生徒等及び保護者が市内に居住していること。または、申請後、就学(転学)までに確実に市内に転入する見込みがあること。

(2)小規模特認校の教育活動、PTCA 活動等を十分理解し、学校の教育活動等に協力すること。

(3)通学及び学校教育活動について、教育委員会及び当該小規模特認校の学校長の指示に従うこと。

(4)特別の事情がない限り、卒業(後期課程(中学校))まで小規模特認校に在籍する意思があること。

(5)通学は、保護者の責任と負担で行うこと。

【注意事項】 面談・体験入学の状況や、檜川小中学校の現状の施設及び職員配置で指導が適切に行われないと判断された場合は入学申請を受理できない場合があります。

裏面へ

8 応募から入学までの流れ

- (1) 檜川小中学校への就学・転入学の相談
(まずはお電話でご相談ください。電話:0264-34-2004)
- (2) 学校見学
- (3) 面談(入学予定児童申込者)、面談・体験入学(市内小中学校在籍者)
- (4) 申請書の提出
- (5) 定員を超えた場合は抽選(12月上旬)
- (6) 4月～ 入学(転入学)

9 問い合わせ

- (1) 学校見学・相談に関すること 塩尻市立檜川小中学校 TEL:0264-34-2004
- (2) 制度に関すること 塩尻市教育委員会 学校教育課 TEL:0263-52-0830